

セブン銀行取引規定（抜粋）

以下の条項を一部追加・変更いたします〔下線部を追加・変更〕

旧	新
<p>第 2 条（取引方法）</p> <p>1. 当社とのお取引は、以下の方法により行うことができます。</p> <p>(1) 当社所定のインターネットに接続できるパーソナルコンピュータを用いた方法。なお、パーソナルコンピュータには、スマートフォンやタブレット等の高機能端末と呼ばれるインターネットに接続・閲覧できる当社所定のオペレーティング・システム（以下「OS」といいます。）およびブラウザを備えた端末を含むものとし、以下同じとします。</p> <p>(2) 当社所定のネットワークに接続できる当社所定の機種携帯電話機を用いた方法</p> <p>(3) 当社の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）および当社が現金預入れ・お支払い・振込業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の ATM（現金自動支払機を含みます。以下同じ。）を用いた方法</p> <p>(4) その他当社所定の方法</p>	<p>第 2 条（取引方法）</p> <p>1. 当社とのお取引は、以下の方法により行うことができます。</p> <p>(1) 当社所定のインターネットに接続できるパーソナルコンピュータを用いた方法。なお、パーソナルコンピュータには、スマートフォンやタブレット等の高機能端末と呼ばれるインターネットに接続・閲覧できる当社所定のオペレーティング・システム（以下「OS」といいます。）およびブラウザを備えた端末を含むものとし、以下同じとします。</p> <p><u>(2) (削除)</u></p> <p><u>(2)</u> 当社の現金自動預払機（以下「ATM」といいます。）および当社が現金預入れ・お支払い・振込業務を提携した金融機関（以下「提携先」といいます。）の ATM（現金自動支払機を含みます。以下同じ。）を用いた方法</p> <p><u>(3)</u> その他当社所定の方法</p>

旧	新
<p>2. 第 1 項第 1 号の方法によるお取引を「インターネットバンキング」、<u>第 2 号の方法によるお取引を「モバイルバンキング」、第 3 号の方法によるお取引を「ATM 取引」といいます。なお、インターネットバンキングとモバイルバンキングのサービスを総称して「ダイレクトバンキングサービス」といいます。</u></p> <p>【3. 4. 省略】</p> <p>第 7 条 (ダイレクトバンキングサービス)</p> <p>1. お取引の依頼方法</p> <p>【(1) 省略】</p> <p>(2) お客さまがお取引に使用する端末 (パーソナルコンピュータ・モデム・<u>携帯電話</u>などの機器等) が正常に稼働する環境を確保することはお客さまの責任とし、当社はお客さまがお取引に使用する端末が正常に稼働することを保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しないことにより損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>【(3) 省略】</p>	<p>2. 第 1 項第 1 号の方法によるお取引を「インターネットバンキング」、<u>第 2 号の方法によるお取引を「ATM 取引」といいます。なお、インターネットバンキングのサービス名称を「ダイレクトバンキングサービス」といいます。</u></p> <p>【3. 4. 省略 (現行とおり)】</p> <p>第 7 条 (ダイレクトバンキングサービス)</p> <p>1. お取引の依頼方法</p> <p>【(1) 省略】</p> <p>(2) お客さまがお取引に使用する端末 (パーソナルコンピュータ・モデムなどの機器等) が正常に稼働する環境を確保することはお客さまの責任とし、当社はお客さまがお取引に使用する端末が正常に稼働することを保証するものではありません。万一、端末が正常に稼働しないことにより損害が生じた場合であっても、当社は一切責任を負いません。</p> <p>【(3) 省略】</p>

以上